

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する				
	条例について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 仕事と生活の両立支援の拡充に関する総務省通知により、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除、子どもの看護休暇の拡充のため、条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容 ① 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」とあるのを「小学校就学の始期に達するまでの子」とする。 ② 勤務時間条例施行規則において、子どもの看護休暇の取得可能となる事由に行事参加（入園・入学式、卒園・卒業式等）及び感染症に伴う学級閉鎖等を加えるため、特別休暇のうち「子どもの看護休暇」の名称を「子どもの看護等休暇」とする。</p> <p>(3) 施行日 令和7年4月1日</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課による事前審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに条例改正の手続を進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和7年第1回市議会定例会に提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。